

# 主な意見・質問 (第1回審議会終了後のアンケート結果より)

【資料2】

## 【第1回審議会、講演会の感想や意見】

意見		
1	パートナーシップ宣誓制度は早期に導入すべきと感じているが、逆に法整備が遅れる原因に繋がらないかと懸念を持ったが、講演会に参加し、進めていくべきと感じた。	
2	わかろうとすることで「共に寄り添い考える」という姿勢につながる	
3	制度として取り入れたとしても発展途上の取り組みであることから、毎年検証や改良が必要である。今後も審議会委員のひとりとして取り組んでいきたい。	
4	土台をきちんとしていないと機能しなくなるのではないかと。	
5	他市町の宣言数を見ていると、多くはないかもしれないが、制度があることは意義があることだと思う。制度の必要性を感じた。	
質問	事務局の見解	
1	彦根市の要綱が参考資料としてあったが、彦根市を取り上げた理由はあるのか。	各市町の要綱で大きな差異はない。一般的な制度内容であり、県内で1番はじめに導入された市の内容として紹介した。
2	草津市としては、パートナーシップ宣誓制度によって何を達成しようと考えているのか。	パートナーシップ宣誓制度の導入によって市民一人ひとりが人権を尊重し、多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現をめざすことを目的としている。
3	職員や市民の理解を得る具体的な方法は考えているか。	今までもLGBTQに関する職員研修の実施や、市民向けの講座、広報での啓発等を実施してきており、継続して取り組む予定だが、その他にも効果的な取組があれば前向きに検討したい。

## 【パートナーシップ宣誓制度について説明を受けて、現時点でどのように思うか】

意見	
○導入に向けて取り組むべきだと思う	
1	市民意識や社会を変えるためには教育が重要だと思う。誰もが制度を理解し、当事者がカミングアウトできる社会を作らないと多様性を認める社会は実現しない。
2	性別による差別がパートナーシップ宣誓制度を阻んでいると思う。抜本的な法改革が必要だが、まずは早期に制度を導入すべきである。
3	「誰ひとりとして取り残さない」SDGsの考えから、早期の制定が必要。
4	この世の中ではあらゆる場面においてマジョリティがマイノリティを切り捨てることによる人権差別が存在し、草津市は早くから人権擁護に関する条例を制定し人権擁護に取り組んでいる。また、学生自身が性的マイノリティであることの悩みを抱えており、学生の就職活動における性差別による不利益を被る実態があるなどから制度は必要と考える。
5	企業でもパートナーに同等の福利厚生が受けられるように整備しているところが増えている。パートナーシップ宣誓制度によって進めやすくなるのではないかと。
6	サッカー女子ワールドカップでは、出場選手で同性愛者であることを公表している選手が複数おり、時代の流れだと感じる。
7	法的拘束力はないが、公的な証明があることで、当事者や周囲の人のもやもやが払拭できればよいと思う。
8	県内3市で導入されていること、LGBTQに関連する自殺者が多いことに驚き、草津市民が人権をととして、安心安全に暮らすために必要不可欠であると感じた。

意見	
○導入に反対	
	なし

意見		
○その他の意見・質問		
1	制度ありきではなく、まずは当事者以外に対する教育、啓発が必要だと思う。	
2	人権相談でもLGBTQであることをカミングアウトされることがあるが、それ以上名乗ることは躊躇されることが多い。このことからどのくらい活用されるのか疑問に思う。	
3	婚姻と違いメリットや権利は限られるので、性にとらわれない生き方をしたいと思っている人が全員利用したいと思えるかは疑問である。自分を公にさらしてまで利用しないのではないかと。	
4	現時点で日本でできる性的マイノリティへの人権保護ツールであることから人権の観点としてすべきではあるが、多くの課題解決が必要である。	
5	自治体から事例を積み上げていくことの意義はある。	
6	時期尚早といってもなにも進まないの、草津市のできる範囲で考えていきたい。	
7	導入すべきかどうか分からない。	
8	性的マイノリティをどのように規定するのか。	
9	宣誓が必要であるか否か、宣誓することによって当事者の自由度が妨げられないか。	
10	宣誓することが性的マイノリティを支援し、人権侵害を防御するために有効に働くのか。または、他の方法はないのか。	
11	性的マイノリティを宣誓すると当事者が固定された概念で縛られないか。また、当事者自身が成長やその他の要因で気持ちに変化が生じないか。また、変化があった場合どのように対処するのか。	
質問	事務局の見解	
1	制度導入後、行政サービスがどのくらい導入されるのか。	現在、全庁的にどのようなサービスが導入可能か各課で検討しているところである。
2	当事者の思いや提言を直接聞きたい 当事者を交えた審議の場はあるのか	必要に応じ可能な方法を検討する。